

# 冬季の省エネルギー対策について

平成22年10月25日

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定

世界は今、地球温暖化という、人類の生存に関わる脅威に直面している。地球温暖化問題は、その影響が世界全体に及び、長期間の国際的な取組を必要とするものである。この課題解決に加えエネルギー安定供給の確保と持続的な成長の実現という課題にも応えるためには、省エネルギー対策を継続的にかつ着実に実施することが不可欠である。国民各層が一丸となって、世界最高水準の「低炭素型社会」の実現に向けて社会全体が動き出すことにより、幅広い分野で新しい需要が生まれるとともに、地球規模の課題を解決する「課題解決型国家」を実現していくことができる。

- 1．オイルショック以降、大幅に増加した民生部門を中心としたエネルギー需要の増大への対策が大きな課題となっている。また、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景として、化石燃料の市場価格の上昇圧力が高まっていることにより、エネルギー市場が不安定化しており、家庭、事業者、地域など国民生活全般に対して、大きな影響を与えている。このような状況に対応するため、省エネルギーのより一層の推進が求められている。
- 2．地球温暖化防止について、我が国は、昨年9月の国連気候変動首脳会合において、すべての主要排出国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と、意欲的な目標の合意を前提とし、1990年比で言えば2020年までに温室効果ガスの25%削減を目指すことを表明した。併せて、京都議定書第一約束期間における温室効果ガス排出量6%削減の約束を確実に達成するため、「京都議定書目標達成計画」に基づいた各施策の着実な実施が強く求められている。我が国は、こうした施策を総動員して国内対策に取り組むとともに、国際的にも、すべての主要排出国による公平かつ実効性のある国際枠組みと意欲的な目標の合意が実現されるよう、交渉に取り組んでいる。
- 3．政府としては、本年4月に施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」で、事業者単位でのエネルギー管理を義務付け、中小規模の事業場を多く設置する事業者等を義務の対象に加えた。一定規模以上のエネルギーを使用している事業者は、エネルギー使用状況の届出が義務づけられ、より一層のエネルギー管理が求められることとなった。このほか、主に民生部門対策として、照明機器の白熱電球から電球形蛍光灯やLED照明器具への切替え、グリーン家電普及促進事業（家電エコポイント制度）を活用した積極的な省エネ家電の買換え、住宅版エコポイントによる省エネ住宅の普及促進、太陽光発電の余剰電力買取制度等の活用を通じた太陽光発電システムの導入拡大や環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入促進に取り組んでいる。更に、長期的な視野に立って、再生可能エネルギーの全量買取制度の検討、次世代のエネルギー・社会システムである「スマー

ト・コミュニティ」の構築とその国際展開などを進めているところである。

- 4 . これからの「低炭素型社会」では、省エネを「節約」という制約要因としてではなく、生産性や快適性の向上に寄与・両立する「強み」として捉える企業・個人が伸びていく時代である。今後、前述の施策を始めとする別添の「冬季の省エネルギー対策について」を決定することにより、その各項目に沿った省エネルギーの実践、省エネルギー普及広報の実施等を通じて、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進をより一層図ることとする。